



# 石油化学 アセスメントメソドロジー

2017年10月2日更新

1. 第1章第2条 「価格評価の実施」における表記の修正
2. 第1章第8条 「スーパーバイザーの設置および役割」における一部文言の削除
3. 第1章第9条 「スーパーバイザーの選定」における一部文言の追加および修正
4. 第1章第10条 「スーパーバイザーによるレビュー品質の維持」における一部文言の追加および修正
5. 第1章第13条 「アセスメントメソドロジーの公開」における承認者の変更
6. 第1章第15条 「アセスメントメソドロジーの変更」における承認者の変更

# 価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

## 第1章 価格評価の一般原則

### 第1条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

### 第2条（価格評価の実施）

第1条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 価格評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーの設置および役割
- スーパーバイザーの選定
- スーパーバイザーによるレビュー品質の維持
- 価格評価の整合性および一貫性の保持
- 市場情報の信頼性および充分性
- アセスメントメソドロジーの公開
- アセスメントメソドロジーの定期的な見直し
- アセスメントメソドロジーの変更
- 評価価格の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

### 第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

### 第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

#### 第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

#### 第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏りがないか検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

#### 第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

#### 第8条（スーパーバイザーの設置および役割）

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソドロジーに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観点からレビューを実施することとする。

#### 第9条（スーパーバイザーの選定）

スーパーバイザーは、価格評価対象商品および市場について充分な経験および知識を有したものとし、取締役会の承認を得た上で選定することとする。スーパーバイザーは、担当するレポートの価格評価および記事作成に携わらないものとする。

#### 第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、定期的に社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、当該スポットチェックの証跡を保管することとする。

#### 第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的に実施することとする。

## 第12条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらのうち重要な専門家判断は、各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。

情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

## 第13条（アセスメントメソドロジーの公開）

2名以上の取締役に承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

## 第14条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年1回（毎年10月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合にはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

## 第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、2名以上の取締役の承認を得ることとする。2名以上の取締役による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1ヵ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

2名以上の取締役による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに2名以上の取締役により承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、2名以上の取締役による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

**第16条(評価価格の変更および訂正)**

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

## 第2章 石油化学における価格評価の原則

### 価格評価時間帯：

レポート発行日の東京時間 18 時 30 分に締め切る。

### 価格評価の目的：

価格評価の目的は、レポートの発行日に取引された標準的なスポット売買の実勢相場を表すことにある。

### 価格の定義：

取引が成立しない場合でも製品の価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。製品の価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によって変動するものとする。

### 評価の方法：

価格評価は、レポート発行日に得た成約情報、売買唱え、需給状況が基本的な要素となる。このうち価格評価時間内で、最新の成約、売唱え、買唱えを最優先に評価価格を確定する。成約、売買唱えがない場合は、売り気配、買い気配を参考にする。

売り手と買い手の競争によって製品の価格が決定するものとする。「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」、また「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」が評価される価格となる。カーゴの数量や荷積み/荷揚げ時期、品質や支払期間といった標準的な規格や条件を基に評価の対象に組み込むものとする。

### 評価対象期間：

対象となる月を前半、後半と分ける場合がある。その場合、前半は 15 日まで、後半は 16 日以降とする。

### 取引単価：

各アセスメントは石油化学産業の商習慣に基づきドル/メトリックトンとする。中国国内取引は元/メトリックトンとする。

以下、メトリックトンをトンと表記する。

## 石油化学市況の構造

石油化学市場は次のプレーヤーで構成される：石油化学メーカー、トレーダー、最終需要家・輸入業者。リム情報開発（以下、リムと表記）は「標準のスポット市場での石油化学取引」を基に価格を評価する。

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

石油化学メーカー	原料を自社の装置向けに調達し石油化学製品を生産、石油化学製品市場で販売する会社。
トレーダー	国際市場で石油化学製品を売買する会社。
最終需要家・輸入業者	最終需要家は自社で操業する石油化学設備向けに、石油化学製品を原料として調達する会社。または国内市場で転売する目的で、石油化学製品を輸入する業者。一部の最終需要家は自社施設を利用し、輸入した製品を国内市場で転売している。

リムが定義する「標準のスポット市場での石油化学スポット取引」は以下の通り

例 1	スポットベースで石油化学メーカーが、トレーダーに製品を販売すること
例 2	スポットベースで石油化学メーカーが最終需要家・輸入業者に製品を販売すること
例 3	スポットベースで石油化学メーカーが別の石油化学メーカーに製品を販売すること
例 4	スポットベースでトレーダーが石油化学メーカーに製品を販売すること
例 5	スポットベースでトレーダーが最終需要家・輸入業者に製品を販売すること
例 6	スポットベースでトレーダーが別のトレーダーに製品を販売すること
例 7	スポットベースで最終需要家・輸入業者が石油化学メーカーに製品を販売すること
例 8	スポットベースで最終需要家・輸入業者がトレーダーに製品を販売すること
例 9	スポットベースで最終需要家・輸入業者が別の最終需要家・輸入業者に製品を販売すること

## アロマティクス

<b>ベンゼン (Benzene)</b>
価格評価対象 :
FOB 韓国、FOB 東日本、FOB 西日本および CFR 日本、中国国内市場
受渡ポイント :
FOB 韓国 の場合は 3,000 トンカーゴを積載可能な主要港。 日本の場合は東日本を東京湾内、西日本は瀬戸内、CFR ジャパンは水島。 この他、有力な出荷ポイントである鹿島、仙台、室蘭および大牟田は参考評価地とする。 中国国内市場は華東地区のタンク渡し
価格評価対象となる受渡タイミング :
FOB 韓国 レポート発行日が月前半の場合 : 翌月の前半、後半、翌々月の前半 レポート発行日が月後半の場合 : 翌月の後半、翌々月の前半、後半
FOB 東日本、FOB 西日本および CFR 日本 レポート発行日が月前半の場合 : 当月の後半、翌月の前半、後半 レポート発行日が月後半の場合 : 翌月の前半、後半、翌々月の前半
中国国内市場 レポート発行日から 15 日以内
リムインデックス :
FOB 韓国 レポート発行日が月前半の場合 : 翌月の後半、翌々月の前半の平均 レポート発行日が月後半の場合 : 翌々月の前半、後半の平均
FOB 東日本、FOB 西日本および CFR 日本 レポート発行日が月前半の場合 : 翌月の前半、後半の平均 レポート発行日が月後半の場合 : 翌月の後半、翌々月の前半の平均
中国国内市場 特に計算を必要とせず。上記の条件から導き出されたアセスメントを、そのままリムインデックスとする。
標準数量 :
FOB 韓国 3,000 トン
FOB 東日本、FOB 西日本および CFR 日本 1,000 トン前後を基本とする。
中国国内市場 1,000~3,000 トン いずれも、標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格 :

ASTM D-2359 に準ずる

<b>トルエン(Toluene)</b>
価格評価対象 :
FOB 韓国
受渡ポイント :
2,000 トンカーゴを積載可能な主要港
価格評価対象となる受渡タイミング :
レポート発行日が月前半の場合 : 翌月の前半、後半、翌々月の前半
レポート発行日が月後半の場合 : 翌月の後半、翌々月の前半、後半
リムインデックス :
レポート発行日が月前半の場合 : 翌月の後半、翌々月の前半の平均
レポート発行日が月後半の場合 : 翌々月の前半、後半の平均
標準数量 :
2,000 トン
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格 :
ASTM D-841 に準ずる

<b>異性化グレード、ミックス・キシレン(Isomer-grade mixed xylenes=MX)</b>
価格評価対象 :
FOB 韓国、CFR 台湾
受渡ポイント :
FOB 韓国の場合 3,000 トンのカーゴが積載可能な主要港。
CFR 台湾の場合 3,000 トンのカーゴが受け入れ可能な主要港。
価格評価対象となる受渡タイミング :
FOB 韓国、CFR 台湾ともに
レポート発行日が月前半の場合 : 翌月の前半、後半、翌々月の前半
レポート発行日が月後半の場合 : 翌月の後半、翌々月の前半、後半
リムインデックス :
FOB 韓国、CFR 台湾ともに
レポート発行日が月前半の場合 : 翌月の後半、翌々月の前半の平均
レポート発行日が月後半の場合 : 翌々月の前半、後半の平均
標準数量 :
3,000 トン
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格 :
エチルベンゼンの含有量 20%以下

<b>ステレンモノマー(Styrene Monomer=SM)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
FOB 韓国、CFR 中国、中国国内市場は中国華東地区、タンク出し、代金引換払い条件
<b>受渡ポイント :</b>
FOB 韓国の場合は 2,000 トン以上のカーゴが積載可能な主要港。 CFR 中国の場合は 2,000 トン以上のカーゴが受け入れ可能な主要港。 中国国内市場は華東地区のタンク
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
FOB 韓国、CFR 中国ともに レポート発行日が月前半の場合 : 翌月の前半、後半、翌々月の前半 レポート発行日が月後半の場合 : 翌月の後半、翌々月の前半、後半 中国国内市場の場合はレポート発行日当日もしくは、その翌日
<b>リムインデックス :</b>
FOB 韓国、CFR 中国ともに レポート発行日が月前半の場合 : 翌月の後半、翌々月の前半の平均 レポート発行日が月後半の場合 : 翌々月の前半、後半の平均
<b>中国国内市場</b>
特に計算を必要とせず。上記の条件から導き出されたアセスメントを、そのままリムインデックスとする。
<b>標準数量 :</b>
FOB 韓国、CFR 中国 2,000~3,000 トン 中国国内市場 500 トン以上 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
<b>品質・規格 :</b>
ASTM D-2827 に準ずる

<b>パラキシレン(Paraxylene)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
FOB 韓国、CFR 北東アジア
<b>受渡ポイント :</b>
FOB 韓国の場合は 5,000 トンのカーゴが積載可能な主要港。 CFR 北東アジアの場合は 5,000 トンのカーゴが受け入れ可能な、中国と台湾の主要港。
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
FOB 韓国、CFR 北東アジアともに レポート発行日が月前半の場合 : 当月の後半、翌月の前半、後半 レポート発行日が月後半の場合 : 翌月の前半、後半、翌々月の前半
<b>リムインデックス :</b>
FOB 韓国、CFR 北東アジアともに

レポート発行日が月前半の場合：翌月の前半、後半の平均
レポート発行日が月後半の場合：翌月の後半、翌々月の前半の平均
標準数量：
5,000 トン
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格：
最低純度を 99.7% とする

## オレフィン

<b>エチレン(Ethylene)</b>
価格評価対象：
FOB 韓国、CFR 北東アジア、CFR 東南アジア
受渡ポイント：
CFR 北東アジアの場合は韓国、台湾、日本、中国の主要港
CFR 東南アジアの場合はインドネシア、フィリピン、マレーシア、タイの主要港
FOB 韓国 の場合は韓国 の主要港
価格評価対象となる受渡タイミング：
レポート発行日から 2~6 週間
標準数量：
3,000~3,500 トンのアジア品を基準とする。ただし、中東品 3,000~5,000 トンについても状況に応じて考慮する。イラン品については取扱い可能な市場参加者が限られるため必ずしも相場に反映せず、こちらも状況に応じて考慮する。
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格：
純度 99.9%

<b>プロピレン(Propylene)</b>
価格評価対象：
FOB 韓国、CFR 北東アジア、CFR 東南アジア
受渡ポイント：
CFR 北東アジアの場合は韓国、台湾、日本、中国の主要港
CFR 東南アジアの場合はインドネシア、フィリピン、マレーシア、タイの主要港
FOB 韓国 の場合は韓国 の主要港
価格評価対象となる受渡タイミング：
レポート発行日から 2 週間~6 週間
標準数量：
1,500~1,800 トンカーゴをベースとするが、3,000~9,000 トンを対象とするケースもある
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格：
純度 99.5% 以上のポリマー グレード

## ブタジエン(Butadiene)

<b>価格評価対象 :</b>
FOB 韓国、CFR 北東アジア、CFR 東南アジア
<b>受渡ポイント :</b>
CFR 北東アジアの場合は韓国、台湾、日本、中国の主要港
CFR 東南アジアの場合はインドネシア、マレーシア、タイの主要港
FOB 韓国 の場合は韓国 の主要港
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
レポート発行日から 2~6 週間
<b>標準数量 :</b>
1,000~5,000 トンカーゴ
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
<b>品質・規格 :</b>
純度 99.5%以上、ダイマー含有濃度 1,000ppm 以下

## 中国国内市場

<b>プロピレン(Propylene)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
華東地区のタンク渡し。現金払い条件。
山東地区のタンク渡し。現金払い条件。
<b>受渡ポイント :</b>
華東地区のタンク
山東地区のタンク
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
レポート発行日から 1 週間以内
<b>標準数量(中国国内) :</b>
50~500 トン
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
<b>品質・規格 :</b>
純度 99.5%以上のポリマー グレード

<b>ブタジエン(Butadiene)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
華東地区のタンク渡し。代金引換払い条件。
<b>受渡ポイント :</b>
華東地区のタンク
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
レポート発行日から 1 週間以内
<b>標準数量 :</b>
50~200 トン
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
<b>品質・規格 :</b>
純度 99.5%以上、ダイマー含有濃度 1,000ppm 以下

<b>ステレン・ブタジエンゴム (Styrene Butadiene Rubber=SBR)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
中国華東地区に立地するメーカーの工場からの出荷、もしくは輸入業者の倉庫からの出荷時の関税込みの取引価格。支払い条件は現金による代金引換払いとする。
<b>受渡ポイント :</b>
華東地区的工場または倉庫
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
レポート発行日から1週間以内
<b>標準数量 :</b>
20~500トン
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
<b>品質・規格 :</b>
1502グレードを価格評価の対象とする

<b>ブタジエンゴム (Butadiene Rubber=BR)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
中国華東地区に立地するメーカーの工場からの出荷、もしくは輸入業者の倉庫からの出荷時の関税込みの取引価格。支払い条件は現金による代金引換払いとする。
<b>受渡ポイント :</b>
華東地区的工場または倉庫
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
レポート発行日から1週間以内
<b>標準数量 :</b>
20~100トン
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
<b>品質・規格 :</b>
BR9000

## ポリマー

<b>ポリエチレン、ポリプロピレン (Polyethylene Polypropylene)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
CFR中国およびCFR東南アジアの関税対象品。中国着のLLDPE、東南アジア品、ベトナムを除く東南アジア着のASEAN域内品など関税が非課税となるカーゴについては、関税差を考慮したアセスの参考とする。
中国国内市場は華東地区に立地するメーカーの工場からの出荷、もしくは輸入業者の倉庫からの出荷時の関税込みの取引価格。支払い条件は現金による代金引換払いとする。
<b>受渡ポイント :</b>
CFR中国の場合は中国の主要港
CFR東南アジアの場合はインドネシア、ベトナムの主要港
中国国内市場の場合は華東地区的工場または倉庫
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
CFR中国、CFR東南アジア

レポート発行日から 2~4 週間 中国国内市場 レポート発行日から 1 週間以内
標準数量： CFR 中国、CFR 東南アジア 100~1,000 トン 中国国内市場 25~100 トン 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格： CFR 中国、CFR 東南アジア LDPE-Film LLDPE-Film HDPE-Film HDPE-Yarn PP (Homo)-Bopp PP (Homo)-Yarn/INJ PP (Block Co)-INJ
中国国内市場 LDPE-Film LLDPE-Film HDPE-Film HDPE-Yarn PP (Homo)-Yarn/INJ

### PVC とその原料

塩ビ樹脂 (Polyvinyl Chloride=PVC)
価格評価対象： CFR ベース・中国主要港
受渡ポイント： 中国の主要港
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 2~4 週間
標準数量： 100~1,000 トンの台湾品を基準とする。ただし、台湾以外のアジア品や米国品も状況に応じて参考対象となる。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格： 汎用タイプのサスペンショングレード

二塩化エチレン (Ethylenedichloride=EDC)
価格評価対象： CFR 中国
受渡ポイント：

<b>中国の主要港</b>
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
アジア品はレポート発行日から 1 カ月以内
米国品はレポート発行日から 1~2 カ月
<b>標準数量 :</b>
アジア品は 3,000~5,000 トン
米国品は 5,000~1 万トン
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
<b>品質・規格 :</b>
最低純度 99%

<b>塩ビモノマー (Vinyl Chloride Monomer=VCM)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
CFR 中国
<b>受渡ポイント :</b>
中国の主要港
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
レポート発行日から 15~30 日
<b>標準数量 :</b>
3,000~4,000 トンをベース
標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
<b>品質・規格 :</b>
最低純度 99%

## 誘導品

<b>フェノール (Phenol)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
CFR 中国、CFR 台湾の主要港向けを総称し CFR 北東アジアとする 中国着については関税 5.5%課税玉が対象とし、東南アジアの非課税玉については関税差を差し引いた価格を評価対象に含める。
<b>受渡ポイント :</b>
中国、台湾の主要港
<b>価格評価対象となる受渡タイミング :</b>
レポート発行日から 4~6 週間
<b>標準数量 :</b>
1,000 トンを中心とする。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
<b>品質・規格 :</b>
最低純度を 99.0%以上

<b>ビスフェノール A (Bisphenol A=BPA)</b>
<b>価格評価対象 :</b>
CFR 中国

中国着については関税 5.5%課税玉が対象とし、東南アジアの関税非課税玉については関税差を差し引いた価格を評価対象に含める。
受渡ポイント： 中国の主要港
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 4~6 週間
標準数量： 500~1,000 トン 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格： ポリカーボネート (PC) グレード、エポキシ樹脂向けグレード両方を対象とする。

<b>アクリロニトリル(Acrylonitrile=AN)</b>
価格評価対象： CFR 中国 ただし、韓国、台湾着についても参考とする。 原産国は原則、北東アジア、東南アジアに属する国とする。
米国やメキシコ、ブラジルなどの米大陸品、ベラルーシやロシアをはじめとする欧州品が中国向けに成約された場合は、以下に定める期間内での引き渡しが困難なことから期先着の成約として、期先相場の参考として用いる。
北東アジア品、もしくは米大陸品や欧州品がインド市場で成約されたり、商談が行われていたりする場合は、上記に定める評価港とは異なるため直接反映しない。しかし、実際の取引においては連動性がみられるため、仮に中国およびそのほか北東アジア向けに成約や売り買いの唱えが確認されない場合には評価の参考とする。
受渡ポイント： 中国の主要港
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 2~4 週間
標準数量： 500 トンを最低数量とする 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格： 最低純度を 99.85%以上とする。

<b>カプロラクタム(Caprolactam=CPL)</b>
価格評価対象： CFR 中国および CFR 台湾を総称し CFR 北東アジアとする
受渡ポイント： 中国、台湾の主要港
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 2~4 週間
標準数量：

500~1,000 トン

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

品質・規格 :

モルテン品、フレーク品ともに評価の対象とする。またフレーク品については水分含有量を最大 100ppm とする

## PET およびその原料

### 高純度テレフタル酸 (Purified terephthalic acid=PTA)

価格評価対象 :

CFR 中国、中国国内市場は華東地区の倉庫渡し代金引換払い条件

受渡ポイント :

CFR 中国は中国の主要港、中国国内市場は華東地区の倉庫

価格評価対象となる受渡タイミング :

CFR 中国はレポート発行日から 1~4 週間

中国国内市場はレポート発行日から 1 週間以内

標準数量 :

CFR 中国

1,000~3,000 トン

中国国内市場

500~1,000 トン

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

品質・規格 :

最低純度 99%以上

### エチレン glycole (Mono ethylene glycol=MEG)

価格評価対象 :

CFR 中国

中国国内市場は華東地区の倉庫渡し代金引換払い条件

受渡ポイント :

CFR 中国は中国の主要港

中国国内市場は華東地区の倉庫

価格評価対象となる受渡タイミング :

CFR 中国はレポート発行日から 20~40 日以内

中国国内市場はレポート発行日から 3 日以内

標準数量 :

CFR 中国

1,000~3,000 トン

中国国内市場

200~1,000 トン

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

品質・規格 :

繊維向けグレード (純度 99.8%以上)

<b>ポリエチレンテレフタレート (PET) チップーボトルグレード向け</b>
価格評価対象： FOB 北東アジア
受渡ポイント： 中国と韓国的主要港
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 15~30 日
標準数量： 500 トン以上 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
品質・規格： 固有粘度数 (IV) =0.8